

那覇市トイレ提供店舗支援事業要綱

平成27年3月13日
経済観光部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、マチグワァーの店舗等が所有するトイレ（以下「提供トイレ」という。）を、来街者の利用に供する「那覇市トイレ提供店舗支援事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、マチグワァーの来街者が、安心かつ快適に買い物や観光ができるためにトイレ等の環境整備を図り、もってマチグワァーの活性化に資することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マチグワァー 別表1に掲げる地域内をいう。
- (2) 通り会等 商店街振興組合、通り会等で、別表2に掲げる団体をいう。
- (3) トイレ提供店舗 第9条に規定する那覇市トイレ提供店舗協定書を締結し、次条に掲げる事項を遵守する店舗等をいう。
- (4) 来街者 買い物や観光等を目的として、マチグワァーを訪れる者をいう。

(トイレ提供店舗の役割等)

第4条 トイレ提供店舗は、那覇市が指定する案内表示板等を、那覇市と協議して決めた来街者が見やすい位置に設置し、提供トイレを来街者に対し無償で提供するものとする。

2 トイレ提供店舗は、来街者が安心かつ快適に利用できるよう、店内及び提供トイレの環境整備、維持に努めるものとする。

3 トイレ提供店舗は、那覇市の求めに応じて利用状況調査票(利用人数・経費等)を提出するものとする。

4 トイレ提供店舗は、次に掲げる協力事項に努めるものとする。

- (1) 提供トイレ周辺の道案内に関すること。
- (2) 中心商店街で開催されるイベント情報の提供に関すること。
- (3) 那覇市が提供するパンフレット等の配布に関すること。

(トイレ提供店舗の要件)

第5条 トイレ提供店舗は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 提供トイレがマチグワァーにあること。
- (2) 提供トイレが週6日以上利用できること。
- (3) 提供トイレが水洗であること。
- (4) 提供トイレが洋式であること。

(5) 提供トイレが清潔であり、維持管理ができていること。

(申請手続き)

第6条 トイレ提供店舗の登録を受けようとする者は、那覇市トイレ提供店舗申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、提供トイレの所在地に通り会等が結成されていない場合は、別に定める那覇市トイレ提供店舗運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができるものとする。

(1) 申請する提供トイレ所在地の通り会等の意見書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、通り会等で管理するトイレ及び不特定多数の者が自由に利用できる公共的なトイレ（以下「公共的トイレ」という。）をトイレ提供店舗として登録する場合は、前項各号に掲げる書類を省くことができる。

3 市長は、第1項の提出がされたときは、申請書類の審査、現地調査の結果に基づき、予算の範囲内において、トイレ提供店舗を認定するものとする。ただし、栄町市場商店街は2店舗以内とする。

4 市長は、トイレ提供店舗の登録を受けようとする者が複数あり、選定を行うために必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができるものとする。

(適否及び選定順位の基準)

第7条 トイレ提供店舗の適否及び選定順位の基準は次のとおりとする。

(1) 適否の基準は次のとおりとする。

ア) 来街者が安心かつ快適に利用できる衛生的な提供トイレであること。

イ) 通り会等に加入しており、通り会等で行う事業に協力的な店舗等。または、提供トイレの所在地に通り会等が結成されていない場合は、周辺の通り会等で行う事業に協力的な店舗等及び来街者が利用しやすい公共的トイレで市長が特別に認めたものであること。

ウ) 第4条に掲げる事項を適切に対応できる店舗等であること。

(2) 選定順位の基準は次のとおりとする。

ア) トイレが1階にある。

イ) 日中8時間以上利用することができる。

ウ) 来街者にとって利用しやすい立地である。

エ) バリアフリートイレである。

オ) オムツ替えシート等、乳幼児のための設備を備えている。

カ) オストメイト対応等多機能性トイレである。

キ) 既に協定を締結している店舗等については、利用者数の多い店舗を優先する。

(申請の取下げ)

第8条 トイレ提供店舗は、申請の取下げをする場合は、認定決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、那覇市トイレ提供店舗申請取下げ書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る認定決定はなかったものとみなす。

(協定書の締結)

第9条 市長は、第7条の規定によりトイレ提供店舗を認定したときは、当該申請者と那覇市トイレ提供店舗協定書（第3号様式）を締結するものとする。

(協定期間)

第10条 前条に規定する協定書の協定期間は、協定日の属する会計年度の3月31日までとする。

(協力謝礼金及び費用負担)

第11条 市長は、第4条に掲げる事項に対する謝礼として、別表3に定める基準で算定した月額を、トイレ提供店舗に支払うものとする。ただし、月途中で契約又は解除した場合は、日割り計算にて支払うものとする。

2 トイレ提供店舗は、第4条に掲げる事項に要する費用を負担するものとする。

(現地調査)

第12条 市長は、トイレ提供店舗に対し、協定の履行状況について報告を求めることができるとともに、必要に応じて現地調査を行うことができるものとする。

(改善要求及び解除)

第13条 市長は、第4条に掲げる事項を遵守していないと判断したときは、トイレ提供店舗等に対して期限を定めて改善等の要求を行うものとする。

2 前項の要求を受けたトイレ提供店舗は、期限までに改善した内容を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の改善報告による再調査等の結果、第4条に掲げる事項が遵守されていないと判断したとき、又は、前項の改善報告がないときは、協定を解除するものとする。

4 トイレ提供店舗は、協定を解除しようとする場合には、あらかじめ2月前までに那覇市トイレ提供店舗協定解除申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、トイレ提供店舗の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

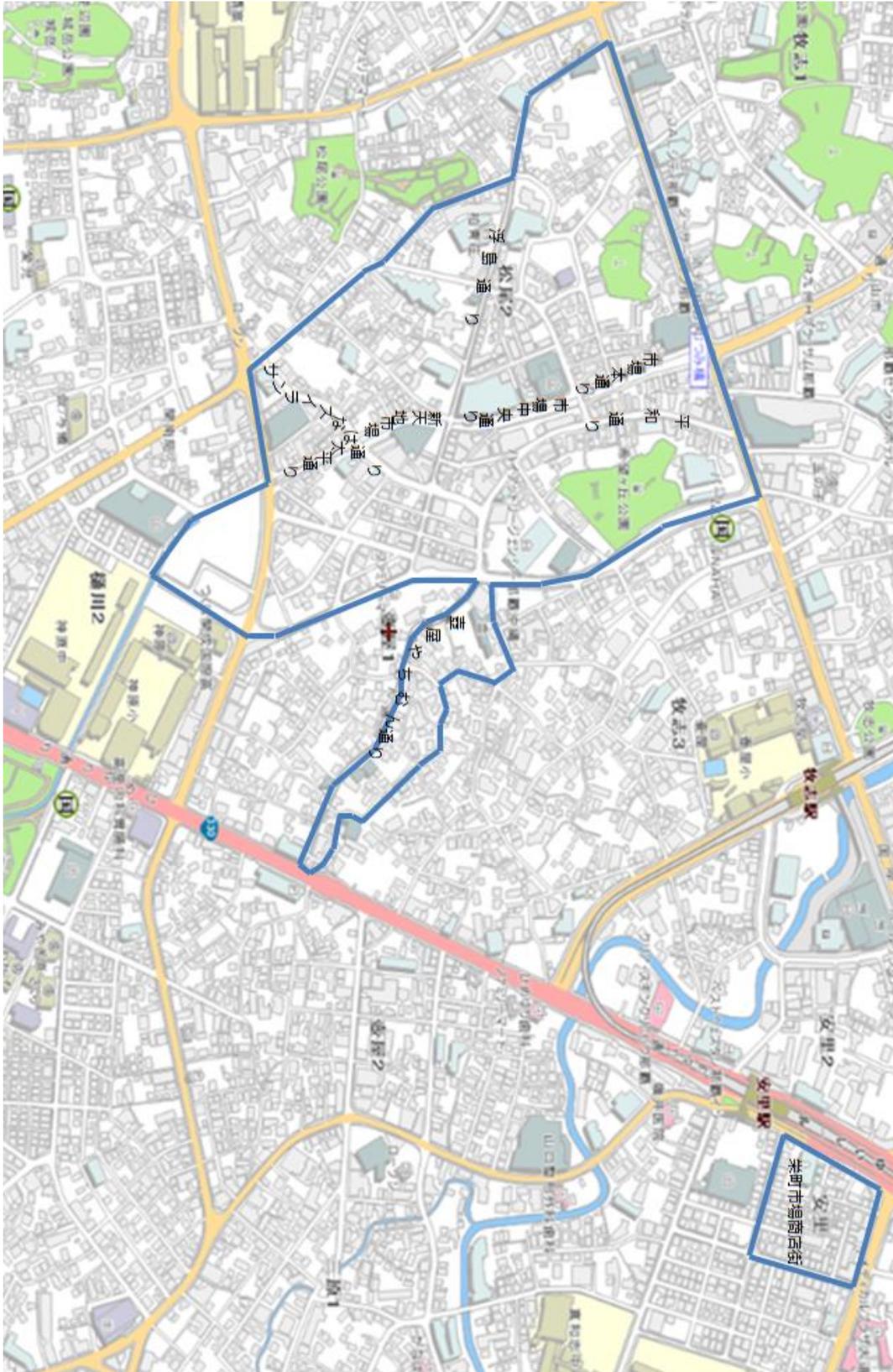
付 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

別表1



地図出力元：沖縄県地図情報システム

別表2

1	新栄通商店街振興組合
2	那覇市平和通り商店街振興組合
3	市場本通り会
4	むつみ橋通り会
5	ガープ川中央商店街組合
6	那覇市浮島通り会
7	壺屋やちむん通り会
8	市場中央通り会
9	新天地市場本通り会
10	太平通り商店街
11	栄町市場商店街振興組合
12	のうれんプラザ商店会

別表3

月1台あたりの金額	大便器	6,000円
	小便器	4,000円
月1店舗あたりの上限額	男女共有トイレ	16,000円
	男女別トイレ	44,000円